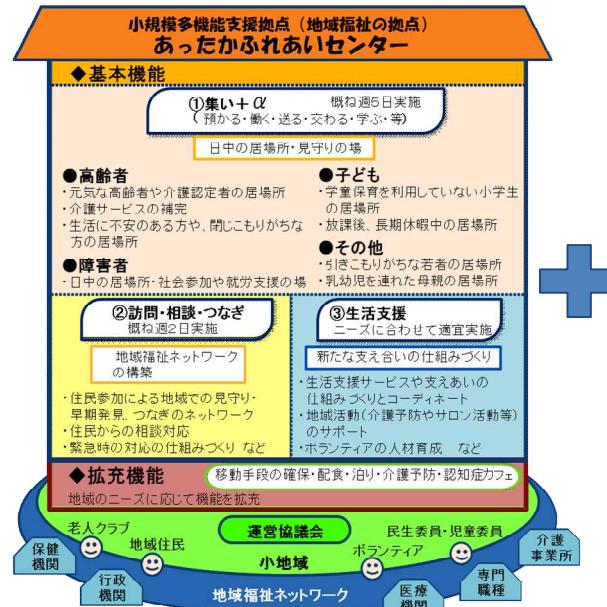


補助金の趣旨

今後、さらなる高齢化の進行や認知症高齢者の増加が見込まれるなど、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応していくためには、地域福祉の拠点として定着してきたあったかふれあいセンターの基盤を活用し、地域のニーズに応じた多様なサービスを効率的・効果的に提供していくことが重要となっている。そのため、あったかふれあいセンターのサービス提供機能の充実・強化を目的として施設整備を行う市町村を支援するため、平成28年から「高知県あったかふれあいセンター施設整備事業費補助金」を創設している。



補助要件等

【補助率】 1 / 2

【補助基準額】
(新設) 22,000千円
(改修) 11,000千円

【補助事業者】 市町村

サービス提供機能の充実・強化

①介護予防プログラムの提供

- 介護予防体操等の介護予防プログラムを定期的に提供する。
- リハビリテーション専門職等の視点を取り入れる、又はリハビリテーション専門職等による効果の検証を行うなど、リハビリテーション専門職等が関与して実施することとする。



②認知症カフェの開催

認知症カフェ（認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減を図ることを目的として開催される集いの場）を定期的に開催する。

③子育て支援や障害者の地域生活支援などの制度サービスの提供

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）等に基づく子育て支援や障害者支援等のサービスを提供する。



④ショートステイの実施

「泊まり」機能により、在宅生活に不安のある高齢者や障害者等を一時的に泊めるショートステイを実施する。

【補助対象事業】 上図①～④のサービスを提供するために必要な施設の新設・改修（増築を含む）事業のうち下記（1）～（3）の要件をすべて満たすもの

- 上図①～④のうち、2つ以上のサービス提供を行なう場合。サテライトの新設・改修（増築を含む）については、①～④のうち、1つ以上のサービス提供に取り組む場合を対象とする。
- 施設を新設する場合には、福祉避難所として指定すること。
- 他の補助金等を活用できる事業については、その補助金等の充当残額相当部分に限り本事業の対象とする。

※注意事項：津波の浸水域及び土砂災害警戒区域において行なう施設整備は、原則として補助対象事業から除く。